

## 令和2年度（2020年度）千葉市立千葉高等学校部活動・同好会基本方針

### 1 学校経営の目標

知・徳・体のバランスのとれた全人教育を行い、生徒一人一人の自己実現が図れる学校づくりを目指す。

### 2 活動方針

#### (1) 活動目標の設定

- 学校経営の目標を踏まえ、各部活動は結果目標及び行動目標を設定、共有し、達成に向け一致協力するとともに、教育活動の一環として達成感を得られるような活動を推進する。

#### (2) 適切な運営のための体制整備

- ① 各部顧問は複数名配置し、協力体制のもと、指導内容の充実や生徒の安全確保に努めるとともに、一部の顧問に負担が偏らないようにする。
- ② 部活動顧問会議を設置し、各部活動共通理解のもと、組織的に課題の解決に当たる。
- ③ 各部活動は会計担当者を置き、適切な会計処理を行う。

#### (3) 合理的・効果的な活動の推進

- ① 健康管理や事故の未然防止に努める。また、事故等発生した場合には別途マニュアルに基づき適切に対応する。
- ② 施設設備の安全点検を定期的実施する。
- ③ 体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ④ 競技特性を踏まえた科学的トレーニングの導入に努めるとともに適切な休養日を設定し、短時間で効果が得られる指導に努める。
- ⑤ 参加する大会や練習試合等を精選し、負担の軽減を図るとともに生徒の多様な教育活動の時間を確保する。

### 3 適切な活動時間・休養日の設定

#### (1) 活動時間

##### ① 授業日

平日の午後5時を過ぎる活動は顧問の指導のもとに行い、下校時刻（午後7時完全下校）を守る。

##### ② 休業日

休業日に活動する場合には、顧問の指導のもとに行い、活動時間は原則半日とする。

#### (2) 休養日の設定

- ① 各部活動・同好会は計画的に休養日を設定する。（週1日以上、年間100日以上）
- ② 土・日どちらか1日を終日活動とする場合には、もう1日を休養日とする。（合宿は除く）
- ③ 学校全体の休養日

ア 中間考査前7日間、期末考査前10日間及び定期考査期間（考査最終日を除く）は原則禁止とする。ただし、期末考査期間中に土・日をはさむ場合は、期末考査前10日間からその日数を減じる。また、公式大会が定期考査直後に開催される場合は許可願いを提出し、1時間程度の練習を許可する。

イ 職員会議の日（臨時職員会議及び生徒午前日課の日を除く）は原則禁止とする。

ウ 夏季休業及び年末年始休業における学校閉庁日は原則禁止とする。

エ 入学者選抜実施要項で定めた日は禁止とする。

#### (3) 活動計画及び活動報告の作成

- ① 部活動顧問は上記（1）（2）を踏まえ、各部活動の状況（生徒の実態、競技特性、活動場所、参加大会等）を勘案し、活動内容や適切な休養日等を設定した年間並びに月間活動計画・活動報告を作成し、管理職に提出する。
- ② 学校は年間並びに月間活動計画を事前に生徒、保護者に提示し、理解を得る。